

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年12月25日(金曜日)

号外第69号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
<b>○条例</b>		神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	19
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	20
神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	21
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	22
神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例(統計センター)	6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河川課)	24
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	25
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	27
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	28
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	7	<b>○規則</b>	
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	8	神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則(統計センター)	28
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	10	神奈川県県有財産規則の一部を改正する規則(総務・財産経営課)	28
食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	11	<b>○企業管理規程</b>	
		神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規程の一部を改正する規程(企業・総務室)	28

## 本号で公布された条例のあらまし

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
  - (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
  - (2) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。
  - (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 2 神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例**
  - (1) 神奈川県固定資産評価審議会の委員の任期を3年とすることとした。(第2条関係)
  - (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
  - (1) 大気汚染防止法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
  - (2) 魚介類行商等に関する条例の廃止に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
  - (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
  - (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年6月1日から施行することとした。
  - (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 4 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例**
  - (1) 県統計調査に係る調査票情報の提供について、次のとおり改正することとした。(第10条関係)

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部一、〇〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

ア 実施機関は、県統計調査に係る調査票情報を、独立行政法人又は地方独立行政法人等が統計の作成等を行う場合に提供することができることとした。

イ 実施機関は、県統計調査に係る調査票情報を、国の行政機関又は他の地方公共団体等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供することができることとした。

ウ イにより調査票情報の提供を受けることができる者は、一定の要件のいずれにも該当しない者とする事とした。

エ 実施機関は、イにより県統計調査に係る調査票情報を提供したときは、提供を受けた者の氏名等を公表しなければならないこととするとともに、提供を受けた者に当該調査票情報を利用して作成した統計等を提出させ、当該統計等又はその概要等を公表することとした。

(2) 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理について、次のとおり改正することとした。(第11条関係)

ア (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。

イ アは、(1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用することとした。

(3) 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等について、次のとおり改正することとした。(第12条関係)

ア (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者等は、当該業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこととした。

イ (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者等は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこととした。

(4) その他規定の整備を行うこととした。(第4条、第6条、第9条、第10条、第17条、第18条関係)

(5) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

## 5 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県中央児童相談所及び神奈川県厚木児童相談所の所管区域を改め、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所を設置することとし、同所の名称、位置及び所管区域を定めることとした。(第9条関係)

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

## 6 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)

(2) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

## 7 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等について新たに徴収することとした。(別表関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(3) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 8 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

(1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)

(2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 9 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

(1) 漁港施設等の占用に係る占用料等の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2、別表第3関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(1)及び(4)の一部については、同年1月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

## 10 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例

- (1) 食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、ふぐ包丁師等の定義について所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- (2) 認証施設においてふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合及びふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合については、ふぐ包丁師以外の者のふぐの取扱いの従事を禁止する規制対象から除外することとした。(第3条関係)
- (3) ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合については、認証施設以外の場所でのふぐの取扱いの従事を禁止する規制対象から除外することとした。(第11条関係)
- (4) 営業者又はふぐ包丁師は、認証書又は免許証を譲渡してはならないこととした。(第13条関係)
- (5) ふぐ加工製品の取扱い等に係る届出事項の変更届の制度を廃止することとした。(第16条関係)
- (6) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- (7) 事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

#### 11 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 令和3年6月1日施行関係  
食品衛生法等の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。
  - ア 公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設基準を改めることとした。(第2条、別表第1～別表第3関係)
  - イ 営業の報告の制度の対象から乳搾取業等を除外することとした。(第3条関係)
  - ウ 給食施設等の報告の制度を廃止するとともに、規定の整備を行うこととした。(第5条関係)
  - エ 許可を受けなければならない営業の範囲等が変更されたことに伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととした。(第4条、別表第4関係)
  - オ その他規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- (2) 令和4年6月1日施行関係
  - ア 食品販売業の営業の報告の制度を廃止することとした。
  - イ 飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の施設基準を新たに定めるとともに、当該営業に係る飲食店営業許可申請手数料について新たに徴収することとした。(別表第1、別表第2、別表第4関係)
  - ウ その他規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

#### 12 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

- (1) 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出の制度を廃止するとともに、規定の整備を行うこととした。(第14条、第15条、第16条、第17条関係)
- (2) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- (3) 事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

#### 13 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

#### 14 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 三浦市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

#### 15 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 条例の題名を「神奈川県道路占用料等徴収条例」に改めることとした。(題名関係)
- (2) 道路の占用の許可等の申請を行うことができる者を入札により決定する場合における占用料の額について、下限の額を定めることとした。(第4条関係)
- (3) 通行者の利便に供するための施設等と自動車専用道路との連結に係る連結料の額の基準及び徴収方法を定めることとし

た。(第6条、第7条関係)

- (4) 道路の占有に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (5) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (6) 道路法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第2条関係)
- (7) その他規定の整備を行うこととした。(第1条～第3条、第5条、第8条、別表関係)
- (8) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(6)については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (9) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

#### 16 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

#### 17 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 真鶴港の港湾管理事務所の整備に伴い、利用の承認及び管理の基準等の規定を整備するとともに、当該施設の利用料の額を定め、利用料を徴収することとした。(第4条、第22条、別表第1関係)
- (2) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

#### 18 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 三浦市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

#### 19 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 砂防設備占用料の額について、三浦市の区域に存する砂防設備にあっては、神奈川県流水占用料等徴収条例別表第2備考1に規定する第三級地(現行第二級地)に存するものとして計算することとした。(第17条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。





14条第1項及び第3項の規定による報告並びに同条第5項の規定による公表については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による許可及び同法第73条第1項の規定による承認に係る改正前の第15条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表112の項を次のように改める。

112 削除	
--------	--

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14

条第1項及び第3項に規定する報告、同条第5項に規定する公表並びに第15条第1項に規定する届出に係る事務については、前項の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表112の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第101号

**神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例**

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

**別表（第2条関係）**

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積1平方メートル1年	300円	250円	230円	230円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		680円	550円	520円	500円	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
鉄塔	使用面積1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円	
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	17円	14円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,270円	1,010円	840円	780円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
外径が2メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円		
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	

農耕地、牧草地等		使用面積 1 平方メートル 1 年	14円	11円	10円	10円
土石の採取	たんぼ田圃砂利の採取	採取量 1 立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

別表の備考 1(1)中「綾瀬市及び高座郡寒川町」を「及び綾瀬市」に改め、同表の備考 1(2)中「三浦市」及び「南足柄市」を削り、「三浦郡葉山町」の次に「高座郡寒川町」を加え、同表の備考 1(3)中「足柄上郡中井町」を「三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町」に改める。

**附 則**

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 102 号

**神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**

神奈川県都市公園条例（昭和 32 年神奈川県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件	単位	使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1 本 1 年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	3,670円	2,780円	2,220円	2,010円	
その他の柱類	1 本 1 年	210円	170円	140円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）	長さ 1 メートル 1 年	21円	17円	14円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	
特別高圧架空電線	占用面積 1 平方メートル 1 年	使用電圧が 7 千ボルトを超え、17 万ボルト未満のもの	1,110円	840円	670円	610円
		使用電圧が 17 万ボルト以上のもの	1,840円	1,400円	1,120円	1,010円
公衆電話所	1 個 1 年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が 0.07 メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円
		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円
		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	1,270円	1,010円	840円	780円
		外径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
		外径が 2 メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	4,010円	2,360円	750円	520円	
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの		2,400円	1,420円	450円	310円	